

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 近世抄物類における「ハヅ」の用法

|       |                                                                                                                         |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2023-02-05<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 山田, 潔, Yamada, Kiyoshi<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.57529/00000752">https://doi.org/10.57529/00000752</a>                                       |

# 近世抄物類における「ハヅ」の用法

山田 潔

## 一 はじめに

筆者は『周易集註鈔』における「ハヅ」の用法（『國學院雑誌』二〇二二年四月）（以下、「前稿」と称する）で、次のようなことを述べた。

一 現代語で確かな推量を表わす「くはずだ」の「はず」の語源は「やはず・ゆはず」の「筈」であるとされる。しかし、「筈」と「はず（だ）」とが意味的にどのように結びつ

くのか判然とせず、この語源説はきわめて疑わしい。

二 『周易集註鈔』（一六六一年刊）には「ハヅ（ゾ・ナリ）」が69例現われ、その意味用法は現代語の「はず（だ）」に酷似する。しかし、歴史的仮名遣いの上から、この「ハヅ」は「筈（ハズ）」と同一語とは認めがたい。すなわち、独立した語として「ハヅ」が存在したと考えられる。

三 『羅葡日対訳辞書』（二五九五年刊）には「筈」の意味の「tazu（ハズ）」とは別に「tazzu（ハヅ）」が存在し、類義語「約束」「契約」葡語の訳語「consetto（合意）」「pacto（協定）」などに対応する。すなわち、「ハヅ」はこのよう

な意味を有する一語として存在したと認定される。

四 『日葡辞書』(一六〇三～四年刊)では、「ハヅ」と「ズ(筈)」がともに立項されているけれども、綴りはともに「fazu」である。これは当時の四つ仮名の混乱により、仮名遣いの上で、「ハヅ」が「ハズ(筈)」に吸収された結果であると推定される。

五 室町末期において、ベシの意味用法は基本的にウズに置換された。『周易集註鈔』にはウズは現われず、代わりにハヅが多用されている。ハヅは、ベシ・ウズと同様、当然(べきだ)・必然(にちがいない)の両様に用いられる。すなわち、意味用法の点からも、現代語の「はず」の語源はこのハヅであると考えられる。

前稿では右の事柄を述べるにとどまった。本稿では、『周易集註鈔』以外に、近世抄物類にはどのような用例が認められるか。「当然」・「必然」の二用法は、ハヅの語源から、どのように派生・拡大したかの二点を中心に述べて行きたい。

近世のハヅについては、先学諸氏が多くの用例を引用しているが、本稿では主として抄物類の用例を分析の対象とする。なお、ハヅの仮名遣いは「ハズ(筈)」ではなく「ハヅ」が正し

いと考えられるので、本稿ではハヅと表記する。

## 二 『職原鈔私記』における「ハヅ」の用法

前稿で扱った『周易集註鈔』(一六六一年)に先立つ抄物としては『職原鈔私記』(一六四八年)があり、ハヅが27例認められる。その用例の分析から始めたい。

北畠親房の著述に係る『職原鈔』は官職・官制の軌範を示す書であるから、そのような取り決めに關する記述が多く認められる。その講述にハヅが用いられているのが、先ず注目される(以下、読解の便宜のために引用例に句読点を付する)。

1 唐ノ時ノ定メニ、卿一人少卿二人トアルホトニ、此侍郎ト云ヲ少卿ニスルハツソ。(上末33オ)

2 唐ノナレハ、文章博士カ、唐ノ太宗ノ時ノ如クニ、詔勅ヲカクハツソ。然トモ、日本ハ内記カ詔勅ヲカクソ。

(上末24ウ)

右の用例は、官職・官制の軌範は中国のそれに基づいている。それに則るならば、「少卿ニスルハツソ(≡少卿に据えるのが道理だ)」「文章博士カ：詔勅ヲカクハツソ(≡文章博士が書くのが正式だ)」という意味になる。次の用例も右に準じて考え

られる。

3 当代ハ將監トハカリ云カ根本（＝本来）ハ左近將監ト云ハツソ。（下末8ウ）

4 出納ト云ハ大中納言ニアタルソ。…イタストヨム時ハ音スイトアルソ。孔明カ出師表ノ心ソ。シカラハ、スイノウトヨマンハツナレト（＝…と読むのが正しいけれども）、シユツ納トヨミ来ルソ。（下本29オ）

このように「ハヅ」と判断する根拠が一定の基準に基づく場合が多く認められるが、さらに、次のように、状況からして、そうするのが適当であると判断する場合にも用いられる。

5 陸奥<sup>トウイ</sup>広シテ辺土ナル故ニ、兵ヲ五千オクソ。其ハ東夷<sup>ヨウシ</sup>用心ノ為ナリ。其兵モ鎮守將軍ノ下ヘツクヘキハツナランソ（＝鎮守將軍の支配下に置くのが道理であらう）。

6 此内覽ノ宣旨<sup>ウチノタ、ミテ</sup>ヲ宇治忠道<sup>タマ</sup>ハ賜ルハツソ（＝前々の取り決めであった）。然ルニ、…頼長ニ賜ルヤウニ頼通ノ訴訟ノ故ニ頼長ニ賜ル也。（上本27ウ）

このように、「ハヅ」は、言語主体にとって、そうあるのが適当・当然であるという判断を表わすから、それと対比する事柄については、「アシイ」「無念（＝残念・不本意）」という

批評を伴うことが多い。

7 軍曹<sup>シウソウ</sup>ハ、武勇<sup>ブユウ</sup>ニ堪<sup>タ</sup>タル人ヲコソ可<sup>レ</sup>補ハツナレ（＝当然補するべきだ）。其上、文官ノ公卿ノ武官ヲ請ハル、ハアシイソ。將軍タル人ノ望ヌルハ道理ナルソ。（下末23ウ）

8 少輔 員外郎坎ノ四字アシイソ。丞ヲ員外ノ郎ト云ハツソ。（上末32オ）

9 名家<sup>メイカ</sup>ハ今ノ烏丸柳原<sup>カサママルヤナハラ</sup>ナトノ家ソ。大納言カ極官ナリ。大納言ヨリ上ヘアケヌハツヲ（＝…のが通例であるのに）、准大臣ニ任スル事、近比<sup>チカヒ</sup>無念ノ事也。（上本24オ）

10 古ハ大臣ニ昇リシ家ナレトモ、三代大臣ニエノホラネハ、四代目ニハ中々大臣ニ昇セスソ。其ヲ中絶ノ者トモノ中將ヲ帶ルハ無念也。中將ヲ帶サスルハツ（＝道理）テハナイソ。（下末6オ）

篠崎一郎氏は、現代語の「はず（だ）」について、「当然ある状態が起きるものとしての期待がある、又は、ない」と判断（する）と説明するが、この「期待」と右の「そうあるのが適当・当然であるという判断」とには通底するものがある。

以上、文脈に即してハヅの意味を分析してきた。次に、構文上ハヅにはどのような特徴が見られるかを分析していきたい。まず、「ハヅ（ゾ）」と判断する根拠を接続助詞「ホドニ」で示

す用例が3例認められる(類例 上末33オ)。

11 橘諸ノ兄公ナトハ、右大／臣ナル程ニ、納言以上トカクハツソ。(下本18ウ／19オ)

12 八省トイエハ、中務モ同シヤウナレトモ、コトくシク高イ程ニ、七省ニマセルハツニアラサルソ。(上末39オ)

「故ニ」の用例も1例見られる。

13 藏人ノ職ハ故実モアルハツナル故ニ、旧章ヲモナラハス、口伝ヲウケサル輩ハ、藏人ニナル事ハ斟酌アルハツソ。

(下本25ウ)

前稿では、このように、理由を示す接続助詞類を承けるハツを「必然用法」と考えたが、『職原鈔私記』の場合、右の用例は、「当然用法」と考えるのが適当であろう。たとえば、用例13について言えば、必ず「斟酌」があるに違いないという意味ではなく、「斟酌」があつて当然だという意味にとるのが自然であると考えられる。

さて、「当然用法」の著しい特徴は、「ハツ(ゾ)」の後に、逆接の接続助詞類・接続詞を伴う用例の多いことである。具体的に言えば、逆接の接続助詞類「ヲ(3例)」「ナレド(モ)(3例)」「接続詞「シカルニ(2例)」「シカレドモ(2例)」の10例が認められる。それぞれ2例ずつ引用する。

14 此親房：南朝ニテ准后ト云程ニ、今ニ到ルマテ、左衛門尉トイハンハツヲ、今ニ准后ト云ハ、北畠ノ功多キ故ニ、貴ミテ准后ト云ソ。(上本2オ)

15 唐名ハ大常卿ノ卿トハ高官ソ。大常少卿ト云ハツヲ、誤ルソ。(上本10オ)

16 京ヨリ左ヲ馮翊ト云ヒ、右ヲ扶風ト云ソ。：扶風ヲハ右京ニツケルハツナレトモ、今此ニハ付ヌソ。(下本2ウ)

17 出納：スイノウウトヨマンハツナレト、シユツ納トヨミ来ルソ。(下本29オ)

18 此内覧ノ宣旨ヲ宇治忠道ハ賜ルハツソ。然ルニ、：頼長ニ賜ル也。(上本27ウ)

19 前官ニテ氏長者ニハナラヌハツソ。然ルニ、前官ニテナルハ、別ニ宣下ノ有故也。(下本17ウ)

20 筑前 太宰府帥ノ帶ラル、筑前ナル程ニ、守以下目ニ至マテ自余ノ国ノ如ニハアルマイハツソ。シカレトモ、守以下ハ余ノ国ノ如ニ皆アルソ。(下本45オ)

21 唐ノナレハ、文章博士カ、唐ノ太宗ノ時ノ如クニ、詔勅ヲカクハツソ。然トモ、日本ハ内記カ詔勅ヲカクソ。

また、先に用例7に引用したが、「コソくハツナレ」も逆接

(上末24ウ)

の意味を有する。

軍曹ハ、武勇ニ堪タル人ヲコソ可<sup>レ</sup>補ハツナレ。…文官ノ

公卿ノ武官ヲ請ハル、ハアシイソ。(下末23ウ)

右のように、逆接の関係で後続する用例は11例を数える。これは、ハツによって示される理念と現実の様相とが乖離することの多い文脈で使われることを示す。

順接「故に」は次の1例のみである。

22 権帥 納言以上若前官…大臣モ左遷ノ時任スルナレハ、納

言以上ト云ハツソ。故ニ(前官ト)云ソ。(下本43ウ)

以上、『職原鈔私記』において「ハツ(ツ)」は「当然用法」が主流を占めることを述べた。

ここで、ハツの語性について考えて行きたい。まず、用例5「ツクヘキハツナランソ」7「可<sup>レ</sup>補ハツナレ」14「左衛門尉トイハンハツヲ」17「スイノウトヨマンハツナレト」20「アルマイハツソ」のように、ハツは推量の助動詞をも承けるのであるから、体言(形式名詞)と考えるのが適当であらう。

ハツを体言と考えた時に、どのような意味を有するかが問題となる。前稿で指摘したように、『羅葡日対訳辞書』で「yacusocu(約束)」「geiyacu(契約)」を類義語として挙げている。ともに現代語でも用いられている漢語であるが、注目すべきは、『日

葡辞書』で次のように、二語共に全く同じ語釈を施していることである(日本語訳は『邦訳日葡辞書』に拠る)。

Yacusocu.(約束) Promessa,ou,concerto.

(約束、あるいは、協定)

Geiyacu.(契約) Promessa,ou,concerto.

(約束、あるいは、協定)

さらに、『羅葡日対訳辞書』には、次のような語例が認められる。

Geiyacu surufazzuuo toru.(契約する、ハツを取る)

Fazer concerto.(協定を結ぶ)(339B21 ico)

Yacusocu lgeiyacu suru.(約束、あるいは、契約する)

Prometer.(約束する)(519B23 offero)

Fazulgeiyacuni ataru coto.(ハズ、あるいは、契約に当たること) Cousa de concerto.(協定のこと)(538B46 pacitius)

右に見られるように「契約」を中間項として「約束」「ハツ(ハズ)」は同義語として結びつくことになる。この三語に共通する意味は、現代語の「取り決め」に当たると考えられる。すなわち、私的な関係においては「約束」の意味となり、公的な場面においては、『職原鈔私記』の用例から知られるように、「軌

範・道理・通例」の意となる。したがって、ハヅは原義「取り決め」から「軌範・道理・通例」の意味を派生し、「ハヅ（ゾ）」の「当然用法」に繋がっていくものと考えられる。

### 三 近世前期の「ハヅ」の用法

前節では『周易集註鈔』（一六六一年）に先立つ抄物として『職原鈔私記』（一六四八年）があり、ハヅ27例はおおむね「当然用法」に属することを述べた。次に『論語集註抄』（一六六九年）を取り上げる。全二〇巻であるが、拙蔵本は後半の一〇巻しか存せず、まだ全巻を調べる機会を得ていない。ベシの後身ウズは『職原鈔私記』に現われず、この『論語集註抄』も「アラウズ（一三24オ）」1例のみである。ハヅは7例現われる。それには二つの特徴が認められる。まず、次の5例を検討する。

1 政ヲトツテ天下ヲ治者ハ、人財ヲトラスルモ、人ノ国ヲトリアクルモ、権柄其身ニ自由スルモノナレハ、猶予スル筈ニテハナキソ。（二〇13オ）

2 利桓子ナトハ大夫ニテアレハ、カヤウノ物（「女楽」）ナトハ見物スルハツニテハナケレトモ、其志ウスキ人ナレハ、微服トテ道服ナトヲウチカキ、編笠ニシノヒテ、見物ニ往

クソ。（一八11ウ）

3 元来諫ルカ道理チヤホトニ、道理ニ死タソ。道理ニ死タルホトニ、ウラミモ悔モ少モナキハツニテアルソ。尤ナル事ソ。（二八1ウ）

4 道理ソナハリタル臣下ハ、天帝モヨクラホシメスハツナリ。道理ナキ人ハ、刑罰ヲ加ルハツ。其賞罰ハ、湯王ノ手ニアルホトニ、今桀ヲウタルハ、天帝ヨリウタレタモノソトナリ。（二〇5ウ）

前稿では、『周易集註鈔』（一六六一年刊）において、接続助詞「ホドニ」類で、そう判断する根拠・理由を示す場合、「ハヅ（ゾ・ナリ）」は「必然用法」と考えられることを示した。前節では、『職原鈔私記』（一六四八年）には、接続助詞「ホドニ」を含む用例が3例認められるが、意味的に「当然用法」と考えるのが適当であることを述べた。右の用例1・2・3も、「ナレバ」「ホドニ」で判断の根拠・理由を示している。用例1・3は「必然用法」に属すると考えられる。用例2は、「見物スルハツニテハナケレトモ」のように逆接（「ナケレ」トモ）が続くので、「本来なら、見物するのは、大夫という身分からして適当ではない」という「当然用法」に属すると考えるのが自然であろう。用例1は「筈」という「当て字」を用いているが、

抄物類においては、今のところ、初出例である。

残る2例は次のとおりである。

5 人タルモノハ、言行トモニソロフガヨキソ。シカルニ、ムサト云イチラシテ、ソノ言ノ、以来、ハヅチガイニナルヲモ、忤トモヲモハヌ人ハ、必ソノ行ナイ不足ナルヘシ。是ヲヲコナフノカタシトノ玉。言ト合カタシト云心ソ。

(二四31オ)

6 惣別言行ノ二ツヲ云ニ、言ハ過ヤスク、行ハ不足ニナリヤスキソ。サルホトニ、君子ハムサトモノヲ云テ、後ニハヅチカイニナランコトヲ恥テ、随分く言ハ少クタシナムソ。行ハ、不及ナランコトヲ恐レテ、常々ハヤクヲコナフソ。

(二四40ウ)

右は、意味する内容が多少異なるけれども、「言行不一致」を指摘したものであり、それを「ハヅチガイ」と称する。

これは、山口堯二氏の取り上げている「はずがあふ」の対義表現であり、「筈違ひ」と表記するのが適当であろう。したがって、仮名遣いは本来「ハズ(チガイ)」であるが、ハズ・ハヅの混用は『簠簋抄』(二六四七年)にすでに見られる。

ユミ七尺五寸ナレバ、三寸ハ上下二卷<sup>マクツ</sup>筈也。但、弓ハズトモ二七尺五寸欸。(上27オ)

また、「はずがあふ」の比喩的表現は『碧巖集古鈔』(無刊記)に次のように見られる。<sup>6)</sup>

〔合頭語〕ハハズノ合タルヲ云<sup>(ハヅ)</sup>死句也。(五11ウ)

用例5・6の「ハヅチガイ」は、弓・矢の筈と弦とが合わないことの比喩表現と捉えるのは妥当であり、「はずがあふ」と「はずがちがあふ」とは対義関係にあることは確かである。前稿で引用したが、『日葡辞書』では、「はずをあはする」を「Compir a promessa & concerto. (約束や協定を履行する)」と解釈している。さらに、「はずがちがあふ」も「Discrepar do concerto ou promessa. (協定とか約束とかが食い違う)」と語釈する。すなわち、この「ハズ」を「ハヅ」と同様に「concerto (協定)」の意と捉えているが、このハズは「筈」と捉えるのが適当であろう。

ただし、このハズを「筈」と理解するのは、「はずがあふ」と「はずがちがあふ」という比喩表現の場合のみであり、「ハヅ(ハズ)」の意義用法一般を「筈」が語源と捉えることは適当ではない。山口堯二氏は、この「はずがあふ」の「比喩的意義」から「段取り・予定、約束などの意」、さらに「一般規制的な物事の筋道・道理などの意義も派生した」とされるが、行論に無理があるように感じられる。

菅由美子氏も「軍記物が多数出現した中世期に「はず」は一般的なこととなり、やがてもともの「はず」の意味から連想される抽象的な概念を表すようになる」と説明されるが、もとの「苦」の意味から「連想される」抽象的な概念とは何なのか、説明がほしいところである。

さて、近世前期のハヅの用例は、今のところ、右の3文献に限られる。一六〇〇年代の抄物類は、下段に示すようなものがある。表の「成立年」は刊記のほか序・跋に拠る。「文体」は文末終止がナリ体かゾ体かを示す。「ナリ・ゾ」とあるのは、程度の差はあれ、いずれも用いられていることを表わす。ただし、ゾ体を基調とするものであっても、ナリはまま現われる。全ての文献にベシが用いられているが、表の「ベシ・ウズ」で、ウズとあるのは、ベシが優勢であるが、ウズも現われることを示す。

これらの文献にハヅは現われない。大きな理由としては、ハヅの意味領域を包含するベシ・ウズが用いられていることによる。ただし、ベシは文章語として依然優勢であるが、室町期に多用されていたウズは退潮が著しく、一般にあまり用いられていないことが知られる。

| 書名       | 成立年   | 文体   |       |
|----------|-------|------|-------|
| 卮言抄      | 一六二〇年 | ナリ   | ベシ・ウズ |
| 臨濟録鈔     | 一六三二年 | ナリ・ゾ | ウズ    |
| 大慧普覺禪師書抄 | 一六三四年 | ナリ・ゾ | ウズ    |
| 燈前夜話     | 一六三五年 | ナリ・ゾ | ベシ    |
| 碧巖集鈔     | 一六四一年 | ナリ・ゾ | ウズ    |
| 六物図採摘    | 一六四二年 | ゾ    | ベシ    |
| 莊子抄      | 一六四五年 | ナリ・ゾ | ウズ    |
| 簞籩抄      | 一六四七年 | ナリ   | ベシ    |
| 錦繡段鈔     | 一六四八年 | ゾ    | ベシ    |
| 庭訓往来抄    | 一六五五年 | ナリ   | ベシ    |
| 中臣祓瑞穂鈔   | 一六六六年 | ナリ   | ベシ    |
| 卜筮元龜鈔    | 一六六六年 | ナリ・ゾ | ウズ    |
| 孝經大義講草鈔  | 一六六九年 | ナリ   | ベシ    |
| 和漢朗詠集註   | 一六七一年 | ナリ   | ベシ    |
| 神代卷講述鈔   | 一六七二年 | ナリ・ゾ | ベシ    |
| 格致余論諺解   | 一六九六年 | ナリ   | ベシ    |

これまでに見て来たハヅの意味用法から考えて、ハヅに置換し得るのではないかと考えられるベシには、次のようなものがある。参考として、対応するハヅの用例を示す（次節で挙げる文献も含む）。

7 縦へバ、君臣父子貴賤上下ノ品／アリトイヘドモ、時ニヨリ、事ニヨリ、人ニヨリテ、一樣ニ有ベカラズ。

（卮言抄 上4オ／ウ）

cf. 始ニ比スルニ、誠ガ無キナラハ、終ニ吉ガアルハヅハナイゾ。（周易集註鈔 四21オ）

8 亡<sup>ス</sup>呉功ハ、西施ニテコソアルヘケレ、范ニハアラス。

（燈前夜話 下35オ）

cf. 軍曹ハ、武勇ニ堪タル人ヲコソ可<sup>レ</sup>補ハツナレ。…文官ノ公卿ノ武官ヲ請ハル、ハアシイソ。

（職原鈔私記 下末23ウ）

9 出異トハ、我徳ヲケスヘキヲ、エケサスシテ、乖異シテ、外ニ徳ヲアラハスニヨテ也（莊子抄 一〇12ウ）

cf. 大納言ヨリ上ヘアケヌハツヲ、准大臣ニ任スル事、<sup>チカコロ</sup>近比無念ノ事也。（職原鈔私記 上本4オ）

10 十年モ二十年モ他国ニイテノチニ、本国故郷ニ帰テ、アナタコナヲ見マワルトキハ、暢然トシテ悦ソ。…況ヤ、

前ニミシ人ヲミ、前ニキ、シ人ヲキイテハ、ウレシカルヘキナリ。（莊子抄 八26オ）

cf. 豫楽ノ極ナラバ、君子ナリトモ戒懼セズンバ悪カランニ、況ヤ陰ニテ／ハ昏冥スルハツソ。

11 天神地祇ヲ輕忽シ、謙退ノ心ナクハ、迷雲晴ル時ナク、必<sup>レ</sup>ス天災アルヘシ。（周易集註鈔 七9ウ／10オ）

cf. 才賀ノ剛ナル者ガ中道ニ不<sup>レ</sup>居トキハ、必<sup>レ</sup>ズ訟スルハヅソ。

（周易集註鈔 三37オ）

12 既<sup>ニ</sup>犯<sup>レ</sup>病、則<sup>ミ</sup>謹<sup>リ</sup>守テ、養生スベキニ、彼愚昧人ノ如ハ、只<sup>ヤ</sup>恬<sup>シ</sup>トシテ、病中怪異ニシテ、謹<sup>ム</sup>ベシト云コトヲ不<sup>レ</sup>知。

（格致余論諺解 四9オ）

cf. 御脱<sup>ダツ</sup>履<sup>シ</sup>ノ後カラハ、天命ニ安シテ閑居ナサル、ハズジャニ、サハナウテ、軍兵ヲアツメ、軍立ノセワバカリヲ務<sup>ツ</sup>メナサル。（保建大記打聞 二15ウ）

同様に、ハヅに置換し得るのではないかと考えられるウズには、次のようなものがある。

13 廿年カ間辛苦シテ、大悟セラレタホトニ、多少ノ奇特ノ語カアラウスト思タレハ…（碧巖集鈔 一23オ）

cf. 志定ルトキハ、憎<sup>シ</sup>上害<sup>ヲ</sup>下ノコトナキホトニ、天下ハ治ル

ハヅソ。(周易集註鈔五3ウ)

14 本智ナラハ、当則ヲ承当セフスホトニ、許ス也。

(碧巖集鈔 一12ウ)

cf 乾ノ徳アリテ、需テ行ナラハ、利ヲ得ルハヅソ。

(周易集註鈔 三17オ)

15 證ヲ改テ、具トシタラハ、好カラウスカ、訳者ノ訛ト見ヘ

タソ。(大慧普覺禪師書抄 四 34オ)

cf 此ノ四卦イツレモ元亨ト象ニアランハヅガ、升ニバカリ大

亨トアルハ、誤ニテアランソ。(周易集註鈔 六13ウ)

16 先ツ荷葉トコソ答フズニ、蓮華ト答タハ、倒マチャト邪解

スルソ。(碧巖集鈔 三4ウ)

cf 足ハ下ニ出テ身ヲ助ル筈ノ者ナルニ、背ノ上エ出ルハ、孝

王上朝廷ノ法ヲ犯シ、天子ノ意ニ背<sup>ソムク</sup>ノ象ナリ。

(補註蒙求国字解 五52ウ)

以上、近世前期において、『職原鈔私記』『周易集註鈔』『論

語集註抄』にはハヅの用例認められるが、それ以外の抄物には

用例が見られない。それは、ベシ・ウズがハヅの意味領域を覆

うものとして用いられていることに因るためであることを述べ

た。

#### 四 近世後期の「ハヅ」の用法 (二)

次に、近世後期一七〇〇年代のハヅの用法を、主として国字解類の用例に基づき分析して行きたい。まず、ハヅについて当時の語学書ではどのように捉えていたかを説明する。

すでに山口堯二氏・劉相溶氏によって引用紹介されているが、富士谷成章は、「べし(可)」は「里言」の「はず」に当たるとして『あゆひ抄(一七七三年 拙藏6冊本に拠る)』で次のように説明する(符号は適宜改める)。

「はず」といふ詞は、弓のはすのあふ事よりいひそめたるにや、せはき詞にて「はず」といふところはみな「可」にあたれとも、「可」は「はず」にあたらぬ所おほし。

(四3ウ)

「へかりけり」「へかりける」「へかりけれ」の類は、ことに「はず」といふ里言よくあたりてきこゆ。「へくあり」の心をよく得たればなり。(四4オ)

右で注目すべきは、「べし」と比較して「はず」は「せは(狭き詞)」としている点である。すなわち、「べし」の意味領域の全てを「はず」は覆っていないと言う意味である(たとえば、

「可能」「意志」「命令」などは表わさない。具体的には、ベシを「へしやは（ハズカヤ）」「ぬへしやは（テシマフハズカヤ）」「へきに（ハズヂヤニ）」「へかりけり（ハズデアル物ヂヤ）」「へかりける（ハズデアルコトヂヤ）」のように置換している。「へかり（けり・ける・けれ）」を「へく・あり」に還元した上で、「へく（＝ハズ）あり（＝デアル）物ヂヤ・コトヂヤ」と解釈している点が興味深い。

「べし」が「はず」に当たることを指摘したものとしては、『あゆひ抄』に先行して『文家必用』（一七一六年）に次の説明が見られる。

応<sup>ベシ</sup> ハヅト云辞ニアタル也。応<sup>ベシ</sup>是人参五葉齊<sup>ヒトシ</sup>ト云時ハ齊<sup>ヒトシ</sup>キハヅジヤト云コトナリ：／唐詩ニ也知<sup>アタ</sup>郷信<sup>ニベシ</sup>日<sup>ニベシ</sup>疎<sup>カル</sup>ト云モ日<sup>ニベシ</sup>ニ疎<sup>カル</sup>キハヅジヤト知<sup>アタ</sup>タト云コト也。（上6オ／ウ）  
合<sup>ベシ</sup> 与<sup>ヒ</sup>「応<sup>ベシ</sup>」同 鄭<sup>ヒ</sup>辨<sup>ヒ</sup>ガ詩ニ黄金<sup>ハ</sup>只<sup>ヒ</sup>合<sup>ヒ</sup>鑄<sup>ヒ</sup>ニ西<sup>ヒ</sup>施<sup>ヒ</sup>ト云ハ西<sup>ヒ</sup>施<sup>ヒ</sup>ヲ鑄<sup>ヒ</sup>ルハヅジヤト云コト也。文公家礼ニ合<sup>ヒ</sup>用<sup>ヒ</sup>之物トアルハ用<sup>ヒ</sup>ルハヅノ器ト云コト也。（上6ウ）

ハヅが「べし（可・応・合）」の意に当たることを指摘した語学資料は、今のところ、これが初出である。

ちなみに、右の「黄金<sup>ハ</sup>只<sup>ヒ</sup>合<sup>ヒ</sup>鑄<sup>ヒ</sup>ニ西<sup>ヒ</sup>施<sup>ヒ</sup>」の用例について、『燈前夜話（一六三五年）』に次の説明が見られる。

黄金<sup>ハ</sup>只<sup>ヒ</sup>合<sup>ヒ</sup>鑄<sup>ヒ</sup>ニ西<sup>ヒ</sup>施<sup>ヒ</sup>：合ノ字ヲヘシト云ハ、ベキニト云時ニ用ル字ナリ。今ノ詩ノ意ハ、ヘキニノ義ナリ。西施ヲコソイルヘキニ、何ソ范ラインヤト議論シテ作タソ。（下35オ）  
右は、漢文の助辞「合」は、「ベキニト云時ニ用ル字ナリ」と説明している。すなわち、「西施の姿を鑄るのが当然であるのに」の意であり、それを『文家必用』では「西施ヲ鑄（イ）ルハヅジヤ」と和らげている。したがって、このハヅは「当然用法」に属する。富士谷成章も「へきに」を「ハズヂヤニ」に置換しているのは、『文家必用』の解釈と一致する。

なお、本居宣長『古今集遠鏡』にもハヅが用いられているが、劉相溶氏に詳しい分析が見られるので、そちらに譲る。

## 五 近世後期の「ハヅ」の用法（二）

具体例の分析に移る。近世後期の国字解類としては、次の文献を取り上げる。『保建大記打聞』『操觚随意鈔』は「国字解」ではないが、抄物として加えておく。

『保建大記打聞』（一七一四年） 25 例  
『操觚随意鈔』（一七三六年） 5 例

- 『滄溟尺牘国字解』(二七六五年) 3 例  
 『補註蒙求国字解』(二七七八年) 5 例  
 『唐詩選国字解』(二七八〇年) 18 例、  
 『孔子家語国字解』(二七九三年) 10 例

右の合計66例を分析の対象とする。『操觚隨意鈔』『滄溟尺牘国字解』『補註蒙求国字解』はナリ体であり、文語的性格が強い。ハヅの用例数の少ないのは、そのためかと思われる。引用例の文献名は適宜略称を用いる。

まず、「当然用法」として多く現われるのは、ハヅに逆接の助辞・接続詞類が後接する用例である。a「ナレドモ 4例」b「ナル」ニ 8例」c「ナル・モノ」ヲ 2例」d「ガ 1例」e「然ルニ 2例」f「意味上の逆接 2例」の計19例が認められる。そのうち、『保建大記打聞』が7例を占める。これは、第二節の『職原鈔私記』と同様に、官職・官制などの軌範に関わる記述が多いからである。

- 1 a 犯<sup>ヲシテ</sup>ニ牛斗<sup>ニ</sup>…牛斗モ、織女トイフベキ筈ナレドモ、言バガ拙クナルユヘ、牛斗ト置タモノチヤ。(唐詩選 五6ウ)  
 2 a 下人ノ泣ハ、最モ哀シイハツナレドモ、アマリ哀ミ過トツ、キ難ヒモノチヤ。(孔子家語 一〇7ウ)

- 3 b 花山<sup>ハナ</sup>先<sup>マ</sup>ニ于一條一トハ、円融帝ノ次ニハ、御子ノ一條帝コソ立玉ベキ筈ナルニ、先<sup>マ</sup>花山帝ノ立玉ヒシハ、何トナレバ、花山ハ円融ノ兄冷泉ノ御子ナレバ也。

- (保建大記 一32ウ)  
 4 b 高樓二間近ク、花ノ咲テアルトイフモノハ、ヲモシロイハヅデアルニ、…心ナラズ遠國ヘキテミルコトユヘ、ヲモシラフナク、却テコ、ロライタメル。(唐詩選 五22ウ)  
 5 c 頼朝ナリト義経ナリト、義理ノ是当ナルヲ御助ナサレテ、誰ガ何ト申上フト、御取<sup>リ</sup>上ナサレヌハズナルヲ、利欲ニ徇ヒナサレテ、…コレヲ耻トモ曾テ思召サヌゾ。

- (保建大記 三37ウ) 類例(保建大記 二31ウ)  
 6 d 其方トモ、生レ立ニ死スベキハヅノ者ナリシカ、刺吏王濬ノ仁政ニテ人ト成リタリ。(蒙求 三9ウ)  
 7 e モシ其事ヲ得ズンバ、セメテ出テ、塗ニトフラフベキハヅ也。然ルニ、二ノモノ居ナガラスタレタリト也。

- (滄溟尺牘 中32ウ) 類例(保建大記 三31ウ)  
 8 f 此方エ送リタルハ、雄釵ノ千将也。然ラハ、雄釵ノ莫矢邪有ルベキ筈也。何故ニ此方エ送リツカハサレヌゾト云也。(蒙求 五25ウ) 類例(保建大記 三33ウ)

逆接の助辞・接続詞類が後接するのは、本来ならそうあるべ

き事態と現実の状態とが齟齬するという意味で用いられるためである。注目すべきは、用例1・3・6・7・8の「〜ベキハツ」である。この表現形式は一般に「当然用法」を表わすと考えて良いのではないかと推定される。

さて、「当然用法」は、そう判断する根拠が、「軌範・道理・通例」などに基づくのに対し、そのような規範性を持たないのが「必然用法」である。それは、その時その場での状況判断に基づく。したがって、そう判断する根拠・理由を明示する用例が多く認められる。まず「已然形＋バ（11例）」・「接続助詞類（4例）」・「接続詞（3例）」の18例がある。ただし、「已然形＋バ」は、用例10に見られるように、仮定（反実仮想）を表わす用例もある。

9 オ手前ハ賢人ト親シクオ交リナサルレバ、知りガタヒコト  
ハナヒハツジヤ。ソレユヘニ、コノコトヲオ問ヒ申スゾ。

（孔子家語 三6オ）

10 天子ノ御威勢ガツヨケレバ、国々カラ猷ズルハツノコトナ  
ルニ、ソウハナウテ、モトメニツカワサル、トイフハ、イ  
コフヲチタコト、訕ルキミデ戯ト置タモノデ：

（孔子家語 五16オ）

11 イツガ春ヤラ知ラネバ、梅花ノヲツルヲモ、見ルトイフコ

トモナイハツチャ。（唐詩選 七37ウ）

12 イツマデモ鮑叔ヲダマシテ、我ハカリ利ヲツッタ。サレド  
モ、鮑叔ハ腹ヲ立たズシテ、管仲ハ貧乏デヤカラソノハツ  
ノコトト云テ、中ヨク交タ。（唐詩選 二8ウ）

13 コノ香台ノ寺トイフモノガ、世間ノ情ヲハナレタモノユエ  
ニ、道心ガ生ズルハツヂヤ（唐詩選 五5ウ）

14 国ノ政道四方ノ国エ通達シテ、礼楽共ニマジハリ行ハル、  
ジヤ。然レハ、武王ノ諸侯ヲナツケ、兆民ヲ治メ給ウコト、  
大武ノ楽ノ遅クナルモ、最モ其ハズジヤ。

（孔子家語 八9ウ）

さらに、前文を根拠とするもの（4例）、後文でその根拠を  
示すもの（2例）も認められる。

15 灑々ト月影ガ波ニシタガイ移リテ、見渡ス処、千里万里ホ  
ドニ見エテアル。何レノ処ノ春江、ドコモカシコモ明月ハ  
アル筈ヂヤ。（何処春江無明月）（唐詩選 二21ウ）

16 義ヲ曲<sup>カ</sup>ニシテ行フ故ニ、性ヲ苦シムルコトガナイ。寿ヲ  
以テ終ルモ、ソノハツジヤ。（孔子家語 一38ウ）類例（孔  
子家語 九24オ 蒙求 二6オ）

17 寒イハズチャ。時ト云ヘハ、十二月ナリ。日ハ十五日ナリ。  
（唐詩選 一18オ）類例（唐詩選 六4ウ）

「必然用法」の第二の特徴は、「ハヅ（ヂヤ）を含む句・文を根拠として、順接の關係で後句・文に繋ぐ用法である。これは、「当然用法」の場合、逆接の助辞・接続詞類が後接したのと対照的である。「ナレバ（2例）」「カラ（1例）」「ソレユエ（2例）（2例）」が認められる。

18 実ニ<sup>マコトニ</sup>身命<sup>ミノイミ</sup>ヲオシマズ、修行スル心カラハ、難ニ<sup>ナシ</sup>アフ時ハ、猶<sup>ナラ</sup>以テ<sup>ツトム</sup>勤ル<sup>ツトム</sup>筈<sup>ハツ</sup>ノコトナレバ、此法<sup>コフフ</sup>皇ノ御行法、タトヘン方ナク、アリガタシ。（操觚 一9オ）類例（唐詩選 五5ウ）

19 隠者ナレバ、世間ヘハ出ヌハヅヂヤカラ、此山中ニイラル、デ有フト思ヘドモ、雪深フシテ、ドコニイラル、ヤラ知レヌ。（唐詩選 六14オ）

20 李滄溟カ序ヲカイト、蔣仲舒ガ注解シタ唐詩選ト云カアルガ、コレハモト注ハナイハヅチヤ。ソレユエ、白文ノ唐詩選ヲ用ユル。（唐詩選 一1オ）類例（用例7）

用例18は、ハヅの前後を順接「カラハ・ナレバ」で挟んでいる点が、「必然用法」の典型的な用例として注目される。また、文脈上、順接の關係で続く用例も認められる。

21 兄ニサヘ如<sup>ク</sup>此（＝冷酷）ナルカラハ、御恩ガ万民ヘユキワタラフ様ガナイ。コレデハ、天モ禍ヲ降シナサル、外ハナイハズゾ。天下ノ乱レタルハアタリ前ゾ。

（保建大記 二34オ）  
以上、国字解類を資料としてハヅの用例を見て来た。近世前期の『職原鈔私記』は「当然用法」が多数であったのに対し、近世後期の国字解類は「必然用法」の方がやや優勢であると結論づけられる。

さて、風来山人の口語訳で知られる『刪笑府』（二七六九年）にはハヅが4例現われる。当時の口語としてのハヅの用法を反映していると考えられるので、最後に引用紹介しておきたい。

22 セツシヤトモヒキコシマス。キサマカネテフルマウハヅユエ（＝約束だから）、ワザ／＼タベニマイツタ。イツデゴザル。（4オ）原義

23 アニイタ、カレルハヅジヤ（＝尤もだ）。カ、サマノシヌルト云ヲキイト、ナキハセイデワラウタモノ。（10オ）

24 ワタクシハ、イツカウライダサレテ、ソトニバカリリマスレハ、ゾンジマシヤウハヅ（＝承知しているわけ）ガゴザリマセヌ。必然用法（体言）

25 色<sup>ノ</sup>害<sup>レリ</sup>勝<sup>ニ</sup>酒<sup>ニ</sup>還<sup>テ</sup>宜<sup>ク</sup>三<sup>ツ</sup>首<sup>ト</sup>戒<sup>ム</sup>。ダイイチニツ、シムベキハヅ也（＝慎まなければならない）。（17オ）当然用法

本稿で述べたことの要旨は次のようになる。

一 近世前期の抄物として、『周易集註鈔』に先立つ『職原鈔私記』（二六四八年）にはハズが27例認められる。その意味用法は「当然用法」にほぼ集約される。

二 『羅葡日対訳辞書』に拠れば、ハズは類義語「契約」を紹介して「約束」と結び付く。三語に共通する意味は「取り決め」である。すなわち、私的な関係においては「約束」の意味となり、公的な場面においては、「軌範・道理・通例」の意味となる。後者から、ハズの「当然用法」が派生するものと考えられる。

三 『論語集註抄』（一六六九年）には言行不一致を意味する「ハズチガヒ（筈違ひ）」が認められる。これは、「筈が合ふ・違ふ」の比喩的表現であると考えられるが、この「筈」の比喩的な意味が派生拡大して「はず（だ）」になったとは考え難い。

四 近世後期の抄物として、『唐詩選国字解』（二七八〇年）を始めとする「国字解」類があり、ハズの用例が66例認められる。その用法は「必然用法」が多数を占める。すなわち、近世前期に見られた「当然用法」の「当為」という拘束性が薄れ、「必然用法」へと用法が拡大発展したものと考えられる。

五 従来の「筈」を語源と考える「はずだ」の用法の説明には無理がある。ハズの「取り決め↓軌範・道理↓当然用法↓必然用法」という変遷を考えた方が自然である。

# [注]

## (1)

次の諸論文を参照した。以下、各氏の御高論の引用は左の論文に拠る。  
佐田智明氏「はず」と「つもり」(『北九州大学文学部紀要 10号』一九七四年)

原田富美氏・小谷博泰氏「はず」の現代と近世」(『甲南大学紀要文学編 91号』一九九三年)

劉 相溶氏「形式名詞「ハズ」の意味転成—洒落本を中心に—」(『専修国文 67号』二〇〇〇年九月)

山口堯二氏「助動詞史を探索」(二〇〇三年 和泉書院) 第九章「はずだ」の成立」

菅由美子氏「近世期資料にみる「はず」のモダリティ化」(『日本語文法』二〇〇四年九月)

## (2)

拙蔵本に拠る。高羽五郎氏「抄物小系」本・複製本も参照した。以下、抄物関係の引用は、拙蔵本または「抄物小系」本・複製本に拠る。

## (3)

篠崎一郎氏「ハズ」の意味について」(『日本語教育』一九八一年六月) 43頁。

因みに、柏本吉章氏「英語法助動詞のモダリティ」(澤田治美氏編『ひつじ意味論講座4 モダリティⅡ・事例研究』二〇一二年 ひつじ書房 所収)に次の説明がある。

英語の法助動詞には、根源的 (root)・認識的 (epistemic) と

うモダリテイの二分法に基づいた2つの意味系統があり、その研究は常に2種類の意味の対立を念頭において行われることになる。(3頁)

「must」について言えば、根源の意味は「義務(しなければならぬ)」、認識の意味は「論理的必然性(〜にちがいない)」というところである。「はず(だ)」は、「当然用法」が「根源的 (root)」に、「必然用法」が「認識的 (epistemic)」に相当すると考えられる。両者を区別する研究上の必要性は柏本氏の言われるとおりであるが、「はず(だ)」に関しては「対立」よりは「連続」する面のあることは否めない。

- (4) 岸本恵実氏解説・三橋健氏書誌解題『フランス学士院本羅葡日対訳辞書』(二〇一七年 清文堂複製) 福島邦道氏・三橋健氏解題『羅葡日対訳辞書』(一九七九年 勉誠社Oxford Bodleian Library所蔵本複製)に拠る。語の検索は、豊島正之氏編『対訳ラテン語語彙集 (<http://joso-rois.jp/LGR/>)』の恩恵を受けた。翻字に関しては、金沢大学法文学部国文学研究室編『ラホ日辞典の日本語 本文篇索引篇』(二〇〇五年 勉誠出版)を参考にした。

- (5) 月本雅幸氏解題『キリシタン版日葡辞書 カラー影印版』(二〇一三年 勉誠出版) Oxford Bodleian Library所蔵本複製に拠る。
- (6) 室町期の抄物『玉塵抄』(国立国会図書館本 勉誠社複製)にも「答のあはぬ」の比喩的用法が認められる。

誤人ーハ、心ノソサウテ、インカワシウ、思案モナウ、ヒヨツヒヨトシテ、ハズノアワヌコトラ、タクリカケテ云コトゾ。

(二一26ウ)

- (7) 高羽五郎氏油印本『重鐫版 文家必用』に拠る。

- (8) 講述者谷泰山(一六六三—一七一八)については、杉崎 仁氏編注『保建大記打聞編注』(二〇〇九年 勉誠出版)が詳しい。

- (9) 『重改論語集註俚諺鈔』(一七二五年 ナリ体)は7冊21巻の大部な抄

物であるが、ハズは次の1例しか現われない。

仲弓雖賢未<sup>レ</sup>及<sup>ニ</sup>顔子 聖人指<sup>ニ</sup>孔子<sup>一</sup> 固<sup>ニ</sup>得<sup>ニ</sup>テ輕シク仁者ト許シ玉ハザル筈ナリ(〓〓のは道理だ)。(六8才)

拙蔵本(一七七六年版)および高羽五郎氏油印本に拠る。用例の検索は、荒尾禎秀氏『和刻本『笑府』三種総合索引』(二〇〇八年 科研費報告書)を用いた。

(10)